**平成２１年（フ）第４５号**
島根県江津市二宮町神主イ723番地
債務者　横田　孝平
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

**平成２１年（フ）第５０号**
島根県浜田市琵琶町206番地
債務者　中由　安子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

**平成２１年（フ）第６５２号**
東京都武蔵野市吉祥寺北町５丁目７番２号メゾンタカＤ棟
債務者　阿部　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第６５３号**
東京都国立市中３丁目７番地の62サンライズヴィラ国立102
債務者　菊本　　孝
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第６６６号**
東京都江東区海辺４番４号戸田方
債務者　西山　輝隆
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第７４２号**
東京都東村山市多摩湖町４丁目３番地１多摩湖町４丁目アパート２―103
債務者　立川　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第７４３号**
東京都東村山市多摩湖町４丁目３番地１多摩湖町４丁目アパート２―103
債務者　立川冨貴子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第８５号**
岡山県津山市小原941番地９
債務者　岡田利津子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２１年（フ）第９０号**
岡山県津山市八出922番地１
債務者　山本　浩三
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２１年（フ）第９１号**
岡山県美作市湯郷94番地１
債務者　立石　浩次
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２１年（フ）第９２号**
岡山県真庭市蒜山東茅部196番地
債務者　亀山千津子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２１年（フ）第９５号**
岡山県津山市高野本郷1259―17、住民票上の住所岡山県津山市川崎451番地１
債務者　松嶋　勝人
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２１年（フ）第９６号**
岡山県津山市高野山西1050番地14
債務者　常籐　貴詩
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２１年（フ）第４６７号**
愛知県岡崎市欠町字北通１番地１　レオパレススタリオン201
債務者　インテリアＫＵＲＯこと　由井真由子（旧姓戸塚・熊谷・ホーズ）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第１７０４号**
神奈川県綾瀬市早川1345番地34
債務者　中山えつ子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部